

[別紙様式 1：記載上の注意]

※本様式の書式は変えないこと

入院基本料等に関する実施状況報告書（令和 8 年 8 月 1 日現在）

※ 休止の届出がされている場合や、「届出区分」に記載の入院基本料又は特定入院料の施設基準を届出していない場合においては、当該報告書への記載は不要であること。

<通則事項>

※様式は令和 8 年版（令和 8 年 8 月 1 日現在）を使用し、書式の変更は行わないこと。

※本報告の記載に際しては、医療法の許可病床を含め、特に指定のない場合、全ての事項において医療保険適用病棟・病床についてのみ記載すること。

※各欄に記載する番号は、前年とは異なる場合があるため、必ず令和 8 年版の番号を確認の上、記載すること。

※印刷は、片面印刷を選択とすること。

※様式 1－1 ①②においては、様式を複製する必要がないよう回答欄を増設しているため、空欄が発生する場合があるが、各項目単位では、上から詰めて順に記載すること。

※手書きのものを訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印は押印しないこと。捨印も不要であること。

※「受付番号※」欄は、記載しないこと。
（地方厚生（支）局都府県事務所において、1 番から連続した番号を付すものであること。なお、各医療機関ごとに様式 1－1 ①②、1－2 で共通した受付番号とすること。）

※「保険医療機関番号」欄は、各医療機関において診療報酬明細書等に使用している都道府県番号（2 桁）を太枠に、医療機関コード（7 桁）を細枠に記載することとし、医科歯科併設の場合は、医科の番号を記載すること。

<別紙様式 1－1 ①②について>

1. 「病院区分」欄は、1 特定機能病院、2 専門病院（悪性腫瘍・循環器疾患の専門病院として地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関）、3 一般・その他 の該当するものに☑を付すこと。

なお、特定機能病院入院基本料の場合は、特定機能病院A入院基本料、特定機能病院B入院基本料、特定機能病院C入院基本料 の該当するものに☑を付すこと。

2. 「開設者番号」欄は、次の区分による①～⑤の番号を記載すること。
※都道府県と市町村による事務組合については、「⑦都道府県」を記載すること。

①厚生労働省	②国立病院機構	③国立大学法人	④労働者健康安全機構
⑤地域医療機能推進機構	⑥その他（国）	⑦都道府県	⑧市町村
⑨地方独立行政法人	⑩日赤	⑪済生会	⑫北海道社会事業協会
⑬厚生連	⑭国民健康保険団体連合会		
⑮健康保険組合及びその連合会		⑯共済組合及びその連合会	
⑰国民健康保険組合	⑱公益法人	⑲医療法人	⑳学校法人
㉑社会福祉法人	㉒医療生協	㉓会社	㉔その他の法人
㉕個人（個人名は記載しないこと）			

3. 「郡市区町村名」欄は、所在地の郡市区町村名を記載すること（例：○区、○市、○郡○町）。また、所在地が「基本診療料の施設基準告示 別表第六の二に掲げる厚生労働大臣が定める地域」に該当する場合には、☒を付すこと。

4. 「届出区分」欄について

（１）「一般病棟、療養病棟、結核病棟、精神病棟、障害者施設等」の「届出区分」欄は、それぞれ該当するものを下記の番号により記載すること。なお、記載にあたっては以下の点に注意すること。

・結核病棟は、病棟を単位で届け出ている場合は６行目に、患者数30名以下で一般病棟等（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料を算定する病棟）に結核病床が含まれている場合は、７行目に結核病床のみを再掲すること。

・医療提供体制の確保の状況に鑑み、基本診療料の施設基準告示 別表第六の二に掲げる厚生労働大臣が定める地域の医療機関で、一般病棟入院基本料の届出を病棟ごとに行っている場合（以下「医療資源の少ない地域の場合」という。）は、一般病棟の届出区分欄に、異なる届出区分ごとに行をわけて記載すること。

・月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料又は重症患者割合特別入院基本料を届け出ている場合は、①～⑨－６の番号のうち該当する番号と、⑭、⑮又は⑯の番号の２つを記載すること。

入院基本料

- ①－A 急性期病院A一般入院基本料 ①－B 急性期病院B一般入院基本料
- ①－１ 急性期一般入院料１ ①－２ 急性期一般入院料２ ①－３ 急性期一般入院料３
- ①－４ 急性期一般入院料４ ①－５ 急性期一般入院料５ ①－６ 急性期一般入院料６
- ②－１ 地域一般入院料１ ②－２ 地域一般入院料２ ②－３ 地域一般入院料３
- ③ ７対１入院基本料 ④ 10対１入院基本料 ⑤ 13対１入院基本料
- ⑥ 15対１入院基本料 ⑦ 18対１入院基本料 ⑧ 20対１入院基本料
- ⑨－１ 急性期病院A精神病棟入院料 10対１入院基本料
- ⑨－２ 急性期病院A精神病棟入院料 13対１入院基本料
- ⑨－３ 急性期病院A精神病棟入院料 15対１入院基本料
- ⑨－４ 急性期病院B精神病棟入院料 10対１入院基本料
- ⑨－５ 急性期病院B精神病棟入院料 13対１入院基本料
- ⑨－６ 急性期病院B精神病棟入院料 15対１入院基本料
- ⑩ 特別入院基本料（療養以外）
- ⑪ 療養病棟入院料１ ⑫ 療養病棟入院料２ ⑬ 特別入院基本料（療養）
- ⑭ 月平均夜勤時間超過減算 ⑮ 夜勤時間特別入院基本料
- ⑯ 重症患者割合特別入院基本料

（２）「特定入院料に係る病棟等」（別紙様式１－１②）の「届出区分」欄は、それぞれ該当するものを下記の番号により、届出区分ごとに１行ずつ記載すること。なお、同一区分であっても、複数の病棟又は治療室の届出を行っている場合には、届出を行っている病棟又は治療室ごとに１行ずつ記載すること。（例：回復期リハビリテーション病棟入院料１を２病棟届出している場合、２行に分けて記載）

特定入院料	
① 救命救急入院料１	② 救命救急入院料２
③ 特定集中治療室管理料１	④ 特定集中治療室管理料２
⑤ 特定集中治療室管理料３	
⑥ ハイケアユニット入院医療管理料１	⑦ ハイケアユニット入院医療管理料２
⑧ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	⑨ 小児特定集中治療室管理料
⑩ 新生児特定集中治療室管理料１	⑪ 新生児特定集中治療室管理料２
⑫ 総合周産期特定集中治療室管理料１（母体・胎児集中治療室管理料）	
⑬ 総合周産期特定集中治療室管理料２（新生児集中治療室管理料）	
⑭ 新生児治療回復室入院医療管理料	
⑮ 地域包括医療病棟入院料１	⑯ 地域包括医療病棟入院料２
⑰ 一類感染症患者入院医療管理料	
⑱ 小児入院医療管理料１	⑲ 小児入院医療管理料２
⑳ 小児入院医療管理料３	
㉑ 回復期リハビリテーション病棟入院料１	㉒ 回復期リハビリテーション病棟入院料２
㉓ 回復期リハビリテーション病棟入院料３	㉔ 回復期リハビリテーション病棟入院料４
㉕ 回復期リハビリテーション病棟入院料５	
㉖ 地域包括ケア病棟入院料１	㉗ 地域包括ケア病棟入院料２
㉘ 地域包括ケア病棟入院料３	㉙ 地域包括ケア病棟入院料４
㉚ 特殊疾患病棟入院料１	㉛ 特殊疾患病棟入院料２
㉜ 緩和ケア病棟入院料１	㉝ 緩和ケア病棟入院料２
㉞ 精神科救急急性期医療入院料	
㉟ 精神科急性期治療病棟入院料１	㊱ 精神科急性期治療病棟入院料２
㊲ 精神科救急・合併症入院料	㊳ 児童・思春期精神科入院医療管理料
㊴ 精神療養病棟入院料	㊵ 認知症治療病棟入院料１
㊶ 認知症治療病棟入院料２	
㊷ 特定一般病棟入院料１	㊸ 特定一般病棟入院料２
㊹ 地域移行機能強化病棟入院料	
㊺ 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	

5. 「看護師比率区分」欄は、令和８年７月の実績に基づき、該当するＡ～Ｄの記号を下記より選んで記載すること。

看護師比率（看護職員の最小必要数に対する看護師の比率）			
A：70%以上	B：40%以上70%未満	C：20%以上40%未満	D：20%未満

※入院基本料については、「届出区分」欄において４（１）の入院基本料①－Ａ～⑨－⑥、⑪、⑫、⑭～⑯を選択した場合のみ記載すること。
※特定入院料については、「届出区分」欄において４（２）の特定入院料⑮～⑯、㉑～㉓、㉝、㉞及び㉟～㊺を選択した場合のみ記載すること。

6. 「平均在院日数（日）」欄について
- ・全ての入院基本料と特定入院料について令和 8 年 5 月～7 月の 3 か月の平均在院日数を記載すること。
 - ・特定入院料に係る治療室又は病棟等については、当該治療室又は病棟における上記 3 か月間の平均在院日数を記載すること。
 - ・3 か月間の入退院の数が 0 又は 1 の場合においては、分母を 1 として計算すること。
 - ・算出方法については、各施設基準上の算出方法によること。

※小数点以下は切り上げること。

※特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料 3（患者数概ね30名以下で一般病棟等に含まれている場合のみ）、小児入院医療管理料 4、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料 1～4（11～13、15～20行目）は、これらの管理料を届け出ている病室についての平均在院日数を記載すること。

7. 「在宅復帰率（％）」欄は、入院基本料または特定入院料のうち、以下を届け出ている場合に記載すること。また、算出方法については、各施設基準上の算出方法によること。
- ※小数第一位までの実数（小数第二位以下切り捨て）を記載すること。**

届出区分		4. の番号
入院基本料	急性期病院 A 一般入院基本料	①－A
	急性期一般入院料 1	①－1
	特定機能病院入院基本料（一般病棟）の 7 対 1 入院基本料	③
	専門病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料	③
特定入院料	地域包括医療病棟入院料 1	⑮
	地域包括医療病棟入院料 2	⑯
	回復期リハビリテーション病棟入院料 1	㉑
	回復期リハビリテーション病棟入院料 2	㉒
	回復期リハビリテーション病棟入院料 3	㉓
	回復期リハビリテーション病棟入院料 4	㉔
	回復期リハビリテーション入院医療管理料	（16行目）
	地域包括ケア病棟入院料 1	㉖
	地域包括ケア病棟入院料 2	㉗
	地域包括ケア病棟入院料 3	㉘
	地域包括ケア病棟入院料 4	㉙
	地域包括ケア入院医療管理料 1	（17行目）
	地域包括ケア入院医療管理料 2	（18行目）
	地域包括ケア入院医療管理料 3	（19行目）
	地域包括ケア入院医療管理料 4	（20行目）
	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	㉕

8. 「病棟数(棟)」「許可病床数(床)」「医療保険届出病床数(床)」「稼働病床数(床)」欄について
- ・「病棟数」欄は、入院料ごとに看護単位としての病棟数を記載すること。
 - ・4(2)の特定入院料①～⑩については、病棟数の記載は要しないこと。
 - ・入院基本料の病床数には、特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料3(患者数概ね30名以下で一般病棟等に含まれている場合)・4・5、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、回復期リハビリテーション入院医療管理料及び地域包括ケア入院医療管理料1～4に係る病床数を含めて記載し、その他の特定入院料に係る病床数は含めないこと。小児入院医療管理料3については、一般病棟に含まれていない場合には、特定入院料に係る病棟等(別紙様式1-1②)の欄にのみ記載すること。
 - ・感染症指定機関にあっては、感染症病床にかかる病棟数、許可病床数、医療保険届出病床数、稼働病床数について、再掲として()内に記載すること。
 - ・「許可病床数(床)」「医療保険届出病床数(床)」「稼働病床数(床)」欄は、それぞれ、医療法に基づく許可病床数、入院料等の届出を行った病床数、使用を休止している病床を除いた実稼働病床数を記載すること。
 - ・結核病棟などで休棟している病棟がある場合は、稼働病床数欄、1日平均入院患者数欄は「0」と記載すること。
 - ・結核病棟のうち入院患者数が30名以下で一般病棟等と一看護単位として届出を行っている場合は、病棟数、許可病床数、医療保険届出病床数及び稼働病床数の各欄は結核病床のみについて記載すること。(7行目)
- 例：A病棟(一般病床30床)、B病棟(結核病床30床)、C病棟(一般病床20床＋結核病床10床)の場合は、一般病棟に2病棟60床、結核病棟の上段(6行目)に1病棟30床、結核病棟の下段(7行目)に1病棟10床を記載する。
- ・特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料3(患者数概ね30名以下で一般病棟等に含まれている場合)・4・5、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料1～4(17～20行目)は、これらの管理料を届け出ている病室についての医療保険届出病床数、稼働病床数及び1日平均入院患者数を再掲として記載すること。
9. 「1日平均入院患者数(人)」欄は、直近1年間(令和7年8月から令和8年7月まで)の延べ入院患者数を延日数で除して得た数(算定開始から1年未満の場合は算定開始月から令和8年7月31日までの期間の平均入院患者数)を記載すること。

※この場合、小数第1位を切り上げ(小数第1位までの数、例：12.34→12.4)

※特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料3(患者数概ね30名以下で一般病棟等に含まれている場合)・4・5、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料1～4(11～20行目)は、これらの管理料を届け出ている病室の1日平均入院患者数を記載すること。

※当該期間において開設、増床及び減床を行った場合の入院患者数の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和8年3月5日保医発0305第7号)」の「別添2 入院基本料等の施設基準等」の「第2 病院の入院基本料等に関する施設基準」の4(1)イ及びウに準ずるものとする。

10. 「月平均1日看護職員配置数(人)」欄は、令和8年7月の実績で、月平均1日当たりの看護職員数を記載すること。

※この場合、3交代勤務を標準として計算し、**小数第一位までの実数(小数第二位以下切り捨て)を記載すること。**

なお、計算方法は「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和8年3月5日保医発0305第7号)」の「別添6別紙5 看護要員等の算出方法及び配置状況例」に示す「②月平均1日当たり看護職員配置数」の算出方法に準ずること。

特定入院料の病棟についても、記載すること。

(参考) 月延べ勤務時間数の計／(日数×8)

11. 「夜勤時間帯の看護職員 1 人当たりの患者数（人）」欄、令和 8 年 7 月の全ての入院基本料と特定入院料について、それぞれの実績で、夜勤時間帯の看護職員 1 人当たりの患者数について人数を計算し、小数第一位までの実数（小数第二位以下切り捨て）を記載すること。

（参考）過去 1 年間の 1 日平均入院患者数／月平均 1 日当たり夜間看護職員配置数＊

＊月延べ夜勤時間数の計／（日数×16）

12. 「月平均 1 日看護補助者配置数（人）」欄、令和 8 年 7 月の実績で、月平均 1 日当たりの看護補助者数（みなしは除く）を記載すること。

※この場合、3 交代勤務を標準として計算し、小数第一位までの実数（小数第二位以下切り捨て）を記載すること。

なお、計算方法は「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）」の「別添 6 別紙 5 看護要員等の算出方法及び配置状況例」に示す「⑧月平均 1 日当たり看護補助者配置数」の算出方法に準ずること。

（参考）月延べ勤務時間数の計／（日数×8）

特定入院料の病棟についても、記載すること。また、看護補助者の配置実績がない場合は、「0」と記載すること。

13. 「夜勤時間帯の看護補助者 1 人当たりの患者数（人）」欄は、令和 8 年 7 月の入院基本料と特定入院料について、それぞれの実績で、夜勤時間帯の看護補助者 1 人当たりの患者数について人数を計算し、小数第一位までの実数（小数第二位以下切り捨て）を記載すること。

（参考）過去 1 年間の 1 日平均入院患者数／月平均 1 日当たり夜間看護補助者配置数（みなしは除く）＊

＊月延べ夜勤時間数の計／（日数×16）

14. 「看護職員の夜間配置に係る加算」欄は、「看護職員夜間配置加算」の該当するものを下記の番号により記載すること。

看護職員夜間配置加算	
①いずれも届出なし	
②看護職員夜間12対1 配置加算 1	③看護職員夜間12対1 配置加算 2
④看護職員夜間16対1 配置加算 1	⑤看護職員夜間16対1 配置加算 2
⑥看護職員夜間配置加算（地域包括ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料、精神科救急・合併症入院料）	

15. 「夜間看護体制加算」欄は、それぞれ該当するものを下記の番号により記載すること。

夜間看護体制加算	
①いずれも届出なし	
②急性期看護補助体制加算	③看護補助加算
⑤地域包括医療病棟入院料	④障害者施設等入院基本料

※②急性期看護補助体制加算は、「夜間30対1 急性期看護補助体制加算」、「夜間50対1 急性期看護補助体制加算」、「夜間100対1 急性期看護補助体制加算」を選択した場合のみ選択できる。

※③看護補助加算は、「看護補助加算 1（30対1）」、「看護補助加算 2（50対1）」、「看護補助加算 3（75対1）」を選択した場合のみ選択できる。

※④障害者施設等入院基本料は、「看護補助加算」、「看護補助・患者ケア体制充実加算」を選択した場合のみ選択できる。

※⑤地域包括医療病棟入院料は、「25対1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）」、「25対1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割未満）」、「50対1 看護補助体制加算」、「75対1 看護補助体制加算」を選択した場合のみ選択できる。

16. 「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目」欄は、以下のいずれかの加算を届け出ている場合に、該当する取組について夜間看護体制の評価項目の番号を全て選択し、記載すること。
- ・「看護職員夜間12対1 配置加算 1」
 - ・「看護職員夜間16対1 配置加算 1」
 - ・「急性期看護補助体制加算」の「夜間看護体制加算」
 - ・「看護補助加算」の「夜間看護体制加算」
 - ・「障害者施設等入院基本料」の「夜間看護体制加算」
 - ・「地域包括医療病棟入院料」の「夜間看護体制加算」
 - ・「精神科救急急性期医療入院料」の「看護職員夜間配置加算」
 - ・「精神科救急・合併症入院料」の「看護職員夜間配置加算」

夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目	
①勤務終了時刻と勤務開始時刻の間が11時間以上	
②勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね24時間後以降	
③夜勤の連続回数が2回以下	④夜勤後の暦日の休日確保
⑤早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	⑥業務量の把握・部署間支援
⑦看護補助者の業務の5割以上が療養上の世話	
⑧看護補助者の夜間配置	⑨看護補助者比率5割以上
⑩夜間院内保育所の設置・利用実績	⑪ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減

17. 特定入院料に係る病床の「小児入院医療管理料5」欄、「回復期リハビリテーション入院医療管理料」欄、「地域包括ケア入院医療管理料1、2、3及び4」欄は、当該病室がある病棟に☑を付すこと。
18. 「やむを得ない事情による一割以内の減少に係る様式の提出」欄は、本報告時に、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率について、暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動があった場合においても、3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいための手続きとして、別紙7の様式59を提出している場合に☑を付すこと。

<別紙様式 1－2 について>

※「医療資源の少ない地域の場合」は、異なる届出区分ごとに当該様式をコピーして記載すること。

19. 「令和 8 年 8 月 1 日現在の届出区分」欄について
（１）「１．一般病棟入院基本料等」及び「２．療養病棟入院基本料」の届出区分欄には、下記の①～⑥及び⑩、⑪により全て記載すること。

3 （一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）、 専門病院入院基本料、急性期病院精神病棟入院料）
①急性期病院一般入院基本料 ②急性期一般入院基本料 ③地域一般入院基本料
④ 7 対 1 入院基本料 ⑤10対 1 入院基本料 ⑥13対 1 入院基本料

2．療養病棟入院基本料
⑩療養病棟入院料 1 ⑪療養病棟入院料 2

（２）「３．１及び２以外を算定する病棟等」は、「１．一般病棟入院基本料等」及び「２．療養病棟入院基本料」以外の入院基本料の病棟（別紙様式 1－1 の 6～10 行目）、特定入院料に係る病床（特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料 3（患者数概ね 30 名以下で一般病棟等に含まれている場合）・４・５、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料 1～４の病室に係る患者）（11～20 行目）、特定入院料に係る病棟等（21～38 行目）及び特別入院基本料を算定している病棟が対象となる。

20. 「① 入院患者数（令和 8 年 8 月 1 日の入院患者数）」欄（以下、「① 入院患者数」とする）について
（１）「１．一般病棟入院基本料等」及び「２．療養病棟入院基本料」欄は、届出入院基本料ごとに令和 8 年 8 月 1 日現在の総入院患者数を記載すること。
（２）「３．１及び２以外を算定する病棟等」欄は、「１．一般病棟入院基本料等」と「２．療養病棟入院基本料」の入院患者数を除いた令和 8 年 8 月 1 日現在の総入院患者数を記載すること。
（３）該当がない場合は「0」と記載すること（当該日の入院又は入院予定患者は含めないが、当該日の退院または退院予定患者は含めること）。
21. 「② ①のうち、d 1 以上の褥瘡を有していた患者数（褥瘡保有者数）」欄（以下、「② 褥瘡保有者数」とする）は、「① 入院患者数」のうち、令和 8 年 8 月 1 日時点において、DESIGN-R 2020 分類 d 1 以上の褥瘡を有する患者数を記載すること（1 名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者数 1 名として数えること）。
22. 「③ ②のうち、入院時に既に褥瘡を有していた患者数（入院時褥瘡保有者数）」欄（以下、「③ 入院時褥瘡保有者数」とする）は、「② 褥瘡保有者数」のうち、入院時に、既に DESIGN-R 2020 分類 d 1 以上の褥瘡を有していた患者数を記載すること（1 名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者数 1 名として数えること）。
23. 「④ ②のうち、入院中に新たに褥瘡が発生した患者数（※②－③の患者数）」欄（以下、「④ ②－③の患者数」とする）は、「② 褥瘡保有者数」から「③ 入院時褥瘡保有者数」を減じた数を記載すること。④がゼロの場合は「0」を必ず記載すること。
25. 「⑤ 褥瘡の重症度」欄は、「③ 入院時褥瘡保有者数」の入院時の褥瘡の重症度、「④ ②－③の患者数」の発見時の重症度を、それぞれ記載すること。
26. 1 名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者 1 名として数えること。また、1 名の患者が複数の褥瘡を有している場合の重症度については、重症度の高い褥瘡について記載すること。

27. ④が②－③と一致しているか、⑤がそれぞれ③の合計、④の合計と一致しているか、確認すること。（エクセル上で入力した場合は、「自動チェック」が「○」となっていることを確認すること。）